

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類（変更）
（吸収分割に関する事前備置書類）

平成 31 年 3 月 29 日

三菱商事株式会社

平成 31 年 3 月 29 日

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類（変更）
（吸収分割に関する事前備置書類）

三菱商事株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 1 号
代表取締役 垣内 威彦

三菱商事株式会社（住所：東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 1 号。以下「分割会社」といいます。）及び三菱商事パワーシステムズ株式会社（住所：東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号。以下「承継会社」といいます。）は、分割会社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社として、国内電力プラント事業（以下「対象事業」という。）に関して分割会社が有する権利義務を、効力発生日を平成 31 年 4 月 1 日として、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約（以下「本契約」といいます。）を平成 31 年 2 月 22 日付で締結いたしました。

本吸収分割に関し、平成 31 年 2 月 27 日付で「会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類」を備置しておりますが、当該書類に変更が生じたので、会社法施行規則第 183 条第 7 号の定めに従い、下記のとおり変更いたします。なお、変更箇所は下線で表示しております。

記

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 吸収分割株式会社について

分割会社の平成 30 年 12 月末日現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ 16 兆 8071 億円及び 10 兆 3261 億円、本吸収分割により効力発生日において分割会社が承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額（平成 30 年 12 月末日現在）はそれぞれ約 74 億円 であり、同日以降現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも現在のところ予測されておりません。

従って、本吸収分割後の分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回るものと見込まれます。

さらに、本吸収分割後の分割会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、分割会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本吸収分割後における分割会社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

(2) 吸収分割承継会社について

承継会社の平成 30 年 12 月末日現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ 22 億円及び 13 億円、本吸収分割により効力発生日において分割会社が承継会社に承継する予定の資産及び負債の額（平成 30 年 12 月末日現在）はそれぞれ約 74 億円 であり、同日以降現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも現在のところ予測されておりません。

従って、本吸収分割後の承継会社の資産の額は、負債の額を上回るものと見込まれます。

さらに、本吸収分割後の承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本吸収分割後の承継会社の債務について、履行の見込みがあると判断しております。

以 上

会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類（変更）
（吸収分割に関する事前備置書類）

平成 31 年 3 月 29 日

三菱商事パワーシステムズ株式会社

平成 31 年 3 月 29 日

会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類（変更）
（吸収分割に関する事前備置書類）

三菱商事パワーシステムズ株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
代表取締役 永森 久善

三菱商事株式会社（住所：東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 1 号。以下「分割会社」といいます。）及び三菱商事パワーシステムズ株式会社（住所：東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号。以下「承継会社」といいます。）は、分割会社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社として、国内電力プラント事業（以下「対象事業」という。）に関して分割会社が有する権利義務を、効力発生日を平成 31 年 4 月 1 日として、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約（以下「本契約」といいます。）を平成 31 年 2 月 22 日付で締結いたしました。

本吸収分割に関し、平成 31 年 2 月 27 日付で「会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類」を備置しておりますが、当該書類に変更が生じたので、会社法施行規則第 192 条第 8 号の定めに従い、下記のとおり変更いたします。なお、変更箇所は下線で表示しております

記

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継株式会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

承継会社の平成 30 年 12 月末日現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ 22 億円及び 13 億円、本吸収分割により効力発生日において分割会社が承継会社に承継する予定の資産及び負債の額（平成 30 年 12 月末日現在）はそれぞれ約 74 億円であり、同日以降現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも現在のところ予測されておられません。

従って、本吸収分割後の承継会社の資産の額は、負債の額を上回るものと見込まれます。

さらに、本吸収分割後の承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上より、本吸収分割後の承継会社の債務について、履行の見込みがあると判断しております。

以 上